

会議の内容

1	会 議 名	平成27年度第1回習志野市福祉問題審議会
2	開 催 日 時	平成27年8月10日（月） 13時15分から15時10分
3	開 催 場 所	仮庁舎4階 委員会室
4	出 席 者	審議会委員： 海寶嘉胤委員（会長）、堀部和夫委員（副会長）、高橋君枝委員、中村元英委員、田所喜美子委員、戸田孝史委員、唐澤篤子委員、池田浩明委員、加藤美恵子委員、伊藤奈津子委員 市 長： 宮本市長 保健福祉部 眞殿部長、飯島次長 保健福祉調整課 内海課長、目羅主幹 健康支援課 関口課長、中村主幹、児玉主幹 社会福祉課 府馬課長 高齢者支援課 志摩課長 生活相談課 天野課長 障がい福祉課 江川課長 介護保険課 村山課長 あじさい療育支援センター 家弓所長 こども部 早瀬部長、竹田次長 こども政策課 小澤課長、安達主幹 こども保育課 小平課長 子育て支援課 和田課長、小久保主幹 他 傍聴者：なし

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	【次 第】 ○ 委嘱状交付 ○ 開会 第 1 会長選任 第 2 副会長選任 第 3 協議事項 1. 習志野市手話、点字等の利用をすすめて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心をかよわせるまちづくり条例に係るパブリックコメント案について (障がい福祉課) 2. 小規模保育事業所の認可について (こども政策課) 第 4 その他 ○ 閉会 【会議の概要】 ○ 開会 内海課長 それでは、これより本日の会議を開きます。 本日の出席委員は10名であります。よって本会議は成立いたしました。 続きまして、会議の公開でございます。習志野市福祉問題審議会におきましては、市政運営の透明性の確保の観点から本審議会の公開が決定されております。 現在、傍聴者はありませんが、傍聴の方がいらっしゃいましたら、随時、傍聴の範囲内で許可を出し入室していただきます。 続きまして、議事「第 1 会長選任」でございます。 第 1 会長選任 内海課長 習志野市福祉問題審議会条例第 4 条の規定により、委員の互選により定めることとなっております。まず、会長の選任方法についてでございますが、条例上、互選となっておりますことから、選挙や推薦といった方法が考えられますが、従来行って
---	--	---

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	まいりましたとおり、委員の皆様からの推薦という方法でよろしいでしょうか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは、推薦という方式をとらせていただきたいと思います。会長の選任につきまして、どなたか、ご推薦についてご意見がございましたらお願いします。 高橋委員 従前より、当審議会の会長は社会福祉協議会の会長にお願いしておりますし、引き続き海寶委員に会長を推薦させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。 (拍手) 内海課長 はい、ありがとうございます。ただ今、高橋委員より前期に引き続き、海寶委員が適任ではないかとのご意見を頂戴いたしました。皆様、いかがでしょうか。 (異議なし) 皆様のご賛同を頂いたところでございますが、海寶委員いかがでしょうか。 (了承) ありがとうございます。海寶会長、会長席へご移動をお願いいたします。 それでは、海寶会長よりご挨拶をお願いいたします。 海寶会長 皆さんこんにちは。改めまして、皆さんから御推薦をいただきました海寶でございます。引き続き2年間会長職を務めさせていただきたいと思います。皆さんからお話がありましたように、医療・福祉に含めまして、少子高齢化で様々な課題が多様化し複雑化しております。そういった課題に少しでも皆さんの英知を活かして習志野市が本当に安心安全な福祉のまちづくりを目指していけるよう、皆様方のお役に立てるよう頑張っまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。 内海課長 ありがとうございました。それでは、以後の議事につきまして、会長の進行とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
---	-------------------------	---

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	たします。 第2 副会長選任 海寶会長 それでは引き続き、議事を進行いたします。議事第2 副会長の選任でございます。 副会長につきましても、条例上、互選となっておりますが、選任方法について、どなたかご意見ある方はいらっしゃいますか。 唐澤委員 ただ今、委員の皆様からの推薦により、海寶会長を選任したわけでございますので、ここは海寶会長に副会長を一任するということではいかがでしょうか。 (異議なし) 海寶会長 ただ今、唐澤委員より、会長一任でいかがかというご意見を頂戴いたしました。皆様よろしいでしょうか。 (異議なし) 海寶会長 ありがとうございます。それでは、会長一任ということでご賛同いただきましたので、僭越ながら、私からご指名をさせていただきます。 副会長は、従前より医師会の代表理事にお願いしておりますので、堀部委員に副会長をお願いいたしたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なし) 皆様のご賛同を頂いたところでございますが、堀部委員いかがでしょうか。 (了承) ありがとうございます。堀部副会長、副会長席へご移動をお願いいたします。 それでは、堀部副会長よりご挨拶をお願いいたします。 堀部副会長 ただ今、副会長の指名をいただきました医師会の堀部です。副会長として海寶会長を補佐する役目ですが、今まで以上に委員としてこの審議会に大いに意見を述べたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
---	--	---

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	海寶会長 ありがとうございました。それではここで、委員の委嘱、会長副会長の選任が終わりましたことから、宮本市長にご挨拶をいただきたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。 宮本市長 皆様こんにちは。本日は平成27年度第1回習志野市福祉問題審議会に大変ご多忙な中を全員の皆様方にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、先程委嘱をさせていただきました。御快諾にてお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。そして、この度会長になりました海寶会長、副会長になりました堀部副会長におかれましてはどうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。 本日、協議事項2件でございます。それに先立ちまして、ご挨拶をさせていただきます。 習志野市福祉問題審議会も歴史と伝統を重ねる中で今まで数多くの福祉問題の解決に向けて様々な取り組みを重ねて参りました。本当に皆様のおかげでございます。心から敬意を表します。 習志野市の福祉行政、一生懸命に取り組んでいるわけですが、御案内のように、全体の問題・課題としても少子高齢化ということの中で、今、習志野市も進行している次第でございます。昨日、8月9日は長崎原爆の日ということで、8月6日も9日も習志野市でも平和祈念式典を行ったわけですが、今回のトピックスの中で、被爆者の皆さんへの対応ということの中に、認知症に対する対策というのが新たに加えられました。まさに時代の流れということだと思います。そういう最中で、これから益々少子高齢化、子ども子育て支援、そして高齢者対策をはじめとして、様々な分野で福祉というものが全てにおいてキーワードとなっております。皆さま方におかれましては、色々な角度からどんどん活発に意見を述べていただきまして、習志野市の福祉の全体をぜひとも進めていただきたいと思います。次第でございます。 特に、今回協議事項として挙げております、習志野市手話、点字等の利用をすすめて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心をかよわせるまちづくり条例は、仮称でございますが、日本国内でも希少な取り組みの一つとして、習志野市が取り組む内容でございます。どうか皆様方のご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶に変えさせていただきます。 海寶会長 ありがとうございました。 続きまして、本日の福祉問題審議会は、今年度最初の審議会となりますことから、4月の人事異動に伴い職員が代わっ
---	--	---

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	た部署もございますので、改めて職員の紹介をお願いしたい と思います。 眞殿部長・・・保健福祉部職員紹介 早瀬部長・・・こども部職員紹介 ありがとうございました。 市長につきましては、この後、公務がございますので、こ こで退席させていただきます。 第3 協議事項 海寶会長 それでは、議事「第3 協議事項」に入ります。 本日の協議事項は2件ございます。 まず、協議事項1番「習志野市手話、点字等の利用をすす めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心をかよ わせるまちづくり条例に係るパブリックコメント案につい て」でございます。 障がい福祉課より説明をお願いいたします。 (障がい福祉課 資料に沿って説明) ありがとうございました。大変長い条文になっております が、ただ今の説明について、委員の皆様からご質問・ご意見 等あればと思いますが、いかがでしょうか。 唐澤委員 2点聞かせていただきたいのですが、仮称となっているの で、条例の名前は変わるというように考えてよいのでしょうか。 少し長いかと感じています。ぱっと見てわかりやすい条例 にして、その下の3つの基本理念に言いたいことを入れて もいいのではないかと思います。これは個人的な意見です。 質問は、第8条(2)の、障がい者のコミュニケーション を支援する人材等の養成をすることと、第9条(1)の市民 に手話を学ぶ機会を提供することにより、手話を普及し、手 話に対する理解を促進することとありますが、具体的にはど のような方法を考えているのでしょうか。 江川課長 今、唐澤委員からの御意見で、条例の名前でございますが、 確かに長い名称です。長い条例名は最近では多くなってきて おりますが、長い名称でも通称名を決めたいと思っております。 パブリックコメントでも通称名を併せて募集し、決めて いきたいと考えております。 御質問の人材育成についてでございますが、庁内で申しま すと、直近では、先月7月に職員に対して手話の研修を実施 し、庁内から20名程度の職員が受講しました。昨年は2回
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	研修を実施し、行政の内部でも手話のできる職員の育成のための研修を行っています。また、庁内の各部では、例えば消防本部では、消防の現場において聴覚障がい者と出会う場面がありますから、消防の方でも手話を意識しているようではありません。 行政としても、この条例の起点となって民間の事業者の中でも広がっていけばいいと思います。また、習志野市として手話養成講座を市民の皆様向けに主催しております。 もう1点、手話を学ぶ機会についてですが、習志野市として手話の養成講座を行っておりますので、そのようなものを充実できるような方向でできればと考えております。 堀部副会長 資料1-1、条例制定の背景の④、「障害者差別解消法」についてですが、企業では既に税制上のインセンティブがあるので、50人につき1人以上の障がい者を採用することによって、制度が得られるということで、産業医をしている所でも、障がい者が職員として入っております。習志野市の職員で障がい者の採用はされているのでしょうか。 もう1点は、手話の言語性が明文化され、手話が言語として使われること、台風などの災害時に通常の言語として使われるためには、早い時期に、あまり偏りのない先入感情のない若い世代を中心にこのような教育をするべきかなと思います。小学生の教育に手話のきっかけを与えることについて、重要なことなのでそのあたりの考えをお伺いします。 江川課長 まず、習志野市におきまして、障がい者の採用は行っております。私どもの障がい福祉課にも聴覚に障がいを持つ職員がおり、実際に活躍しております。 堀部副会長 市全体では何人くらいいるのでしょうか。 眞殿部長 障がい者の雇用につきましては、「障害者差別解消法」とは別に「障害者雇用促進法」という法律の中で義務付けがなされております。 私共、地方公共団体におきましては、明確に記憶しておりますが、確か、平成25年4月で改正があったと思いますが、2.3%以上ということだったかと思います。私共の職員が1400人強、そのうちの2.3%今回クリアしているという状況でございますので、その数字の職員を障がい者ということで雇用していることになります。ただ、現在のところ、雇用している職員は、主に身体障がい者の方が多く、それから、元々は障がい者枠ではなく雇用されていた職員が途中で病気やけがにより障がい者になるという方もおりますの
---	--	---

で、そういった方もみんな含めての数ということになります。それから、現在においては、採用試験の時に必ず障がい者枠の採用をしております。その他、人事課の所管になりますが、「チャレンジオフィスならしの」というのを4月に開設いたしました。これは、主に知的な障がいがある方を非常勤として雇用し、庁内における様々な用務を請け負ってやっております。例えば、今、色々お願いしているのは、会議の会場設置や資料の整理、袋詰めなどの仕事を行う「チャレンジオフィスならしの」という所に現在4名の障がいがある方を雇用しております。こういった状況での雇用を本市としては進めていっているところでございます。

江川課長

もう1点でございますが、子ども達への手話の機会について、障がい者に対する理解を進めていくことが将来的に未来のある子ども達の教育の中にも当然必要と考え、庁内各部から委員を出し、検討委員会を立ち上げていく中で、教育委員会等も含めまして、学校教育のプログラムの中に障がい者教育をどこまでできるかをこれから十分に詰めて実効性のある教育プランを作っていきたいと考えております。

池田委員

現在、私の会社にも聴覚障がい者を採用しています。それを踏まえての質問ですが、私達健常者にとって、手話を言語として意思伝達するのというのは非常に難しいと感じております。一言で言うならば、英語をカタコトでしゃべるよりも手話をカタコトでしゃべる方が非常に難しいです。

日頃、私達は、一般に市販されているキーボード（筆談）で聴覚障がい者とは会話をしているところですが、実際に習志野市の全体の職員で手話を専門としている方を除き、手話でコミュニケーションを取れる方がどのくらいいるのでしょうか。また、市の色々な部署に筆談用のキーボードの配付など既に行っているのでしょうか。また、災害時は別として、一般生活において色々な所で買い物、クリーニング、また、飲食であったり、そういった企業に習志野市から筆談用のボードの積極的な利用を勧めていくのかどうか、今度の計画についてお聞かせいただきたいと思います。

江川課長

手話のできるレベルは色々いろいろありますが、障がい福祉課には手話専門の職員が3名おります。これ以外に先ほど申し上げました、研修を受講した者もおります。個人によって、できる程度差もあり、きちんとした人数の把握はできておりませんが、緊急時に手話が必要な場面もあるということで、消防としても窓口にある程度手話のできるような準備はしていると聞いております。

2点目の企業に対してのボード等の利用の勧めですが、現

時点では行っておりませんが、具体的に今回の条例を制定してそれを実効性のあるものにするために、どういうことをやってきたということ起爆剤として、ヒト、モノ、カネで実効性のあるものを検討して参りたいと思います。

海寶会長

具体的などころまではなかなかお答えにくい点もあると思いますが、一応条例の趣旨ということで御理解いただければと思います。

高橋委員

先ほど、庁内でも手話の勉強会を行ったとのことですが、継続性がないと忘れてしまいますので、話ができるようになるまでは結構かかるとは思いますが、その辺の継続性をお願いしたいと思います。

また、よく手話で歌を唄ったりされていますが、手話を言語として皆さんができるようになるまで、何年くらいでどのくらい普及させるといった計画があるのでしょうか。

もう1点、例えば窓口、消防でいえば救急隊が出た時など、簡単な部分で、私でも手話で伝えられるものは伝えたいと思いますが、聴覚障害者協会というものがあると思いますが、協会との絡みはどのようなになっているのでしょうか。

江川課長

まず、先程申し上げました、庁内の研修会では、障がい福祉課の手話担当職員と聴覚障害者協会両方で集まっていたいて実施しています。

委員のおっしゃったように、やはり継続性というのは大事だと思います。これからできるだけステップアップをしていくような流れで研修会を継続して実施するとともに、外部的に人事担当部局の方には、やはり習志野市の職員がより効果的な研修を検討するという対策も考えております。

もう1点、具体的に目標値を掲げ、アクションプランのようなものを作るというのは現時点でなかなか難しいところがありますので、私共としましては、まず、これを基本的な大きな理念として習志野市の方向性を謳う中で、実施するためのヒト、モノ、カネも含めて目標値に結び付けていきたいと考えております。

協会との関わりについてですが、習志野市に3人も手話通訳士の職員がいるというのは他市ではあまりみられません。

この条例の策定協議会は、外部の委員さんがおりますが、聴覚障害者協会、全国レベル・県レベル・市内の聴覚障害者の代表の方に集まっています。そういった意味でも、聴覚障害者協会の方の御意見を積極的に取り入れ、そのうえで検討してきた経緯があります。

戸田委員

障がい者というのは、障がい者手帳がある方に対し、個別にも対応しなくてはならないということもあれば、高齢になり、聞こえのレベルもありますが、耳が聞こえなくても聞こえたふりをして過ごすという高齢者の方も増えてきています。

手話は言語としてコミュニケーションをとるために大切なことですが、現実では、高齢者の難聴といいますか、聞くことに対しての障がいというのは、その方に手話を覚えてもらわないとそういうことにならないわけです。

介護保険施設に行って高齢者の方と話すと、大きな声で話すと聞こえますが、それを越えている方には難しいです。その時にはボードで書くようにしています。そうすると、相手の意思是、こちらからの意思が伝えられれば、向こうのコミュニケーション能力があるので返ってくるわけです。ですから、これからの社会の中で、もちろん耳の聞こえにくい方は当然いるでしょう。現実には聞こえないという言葉について皆さんが障がいについてコミュニケーションを取れるようになっている社会だということです。

江川課長

手話だけではなく、やはりそれぞれの方の障がいの特性、また、後から難聴になった方もいらっしゃいます。その色々な障がいを持つ方の特性に合ってどんなサービスを提供するのが一番なのか、その適切な障がいサービスを選択して提供していただくということが一番大事な事だと思っております。

手話だけでなく、ボードがよければボードでもいいし、特にこれだけということではありません。その方に合ったサービスということになると思います。

海寶会長

先ほど江川課長から、総括的なことを申し上げましたが、障がい者いわゆる手話だけではなく、点字もそうですが、色々な障がいをお持ちの方がそれらしく日常生活を送れるようにということが大前提で、精神を述べた条例ということでございますので、具体的にそれぞれの障がい者の内容、その他具体的な方策については、これからということで御理解をいただきたいと思えます。

この条例の趣旨に御賛同いただければこの辺で区切りをつけて、次にパブリックコメントがありますので、その結果を踏まえてまた具体的な御意見があれば頂戴したいというようにいたしたいと思えます。よろしいでしょうか。

障がい福祉課におかれましては、ただ今の意見、質問を踏まえてパブリックコメントを実施して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

海寶会長

次に、協議事項２番「小規模保育事業所の認可について」
でございます。

こども政策課より説明をお願いいたします。

(こども政策課 資料に沿って説明)

海寶会長

以上３園の開園につきまして、皆様方から御質問御意見が
ございましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。

加藤委員

職員の定員数のわりにはキッズスペースのところの保育士
が多いと思います。５名は毎回入るということなのか教えて
いただきたいと思います。

小澤課長

保育士５名というのは、配置基準に照らして通常１９人定
員でお預かりする場合は５名いなくてはならないという人数
になります。こちらのウィーピー２ndにつきましては、短時
間保育士を細かく区切って配置することから、保育士の総数
としては１０名と多くなっておりますが、必要な時間帯に配
置する人数というのは５名ということになります。

加藤委員

必要な時間というのは、開所時間でしょうか、それとも定
期の時間、時間外は別ということになるのでしょうか。

小澤課長

１９人のお子さんのお預かりをする時間帯によって、その
時間帯を勤務表上に載せて、その中で最大５人必要というこ
とになりますが、前後２、３人しかいない時には、それに合
わせて職員の数を減少させていくということになります。で
すので、最大数は５人ということで、あとはお子さまの人数
に応じて職員を配置するということになります。

おっしゃるとおり、労働基準法とかございますので、５人
プラス複数いなければ前後の保育ができませんので時間外は
別ということになります。

加藤委員

保育士は５人となっても実際にはもっといるという解
釈でよろしいでしょうか。

小澤課長

その解釈で結構です。

田所委員

実籾保育園は、屋外遊戯場に行くのに距離が120m、時間は1、2分で行くと記載がありますが、キッズスペース weepee みもみ2nd は、距離が10m、時間が1分と記載してあります。このような記載で申請書を受けているのでしょうか。

小澤課長

避難車等乳母車の活用することを想定しての時間だと思いますが、確かに2歳児の歩行距離で120mを1、2分は厳しいかと思います。

法人の提案としては、それくらいの時間で道具等を使って移動するということであります。

田所委員

ゆっくり歩きながらお散歩するということも必要だと思います。無理に1、2分と記載するのはおかしいのではないかと思います。

小澤委員

歩行可能な場所であれば、公園等を代替え地として使ってよいということが基準上にございますので、そういう意味では代替え地としてはこれでよいかと思いますが、所要時間については、事業所に確認をし、適正な記載にしていきたいと思います。

堀部委員

実籾保育園の職員の体制について質問ですが、この准看護師2名というのは、常時勤務なのでしょうか。

小澤課長

1名は常勤で、もう1名はパート勤務として雇用しております。

堀部委員

他の2施設についても、准看護師、嘱託医の配置がされていますが、准看護師、嘱託医以外の保育士に、誤嚥等の緊急時の対応に関するトレーニングは済まされているのでしょうか。

小澤課長

保育士資格を有するにあたっては、授業を受けております保育従事者においても、救急救命の講義を受けておりますが、今後継続的なトレーニングも含めまして市としてもバックアップしていかなければいけないと思います。

堀部委員

今後更に小規模保育所として勤務するとしたら、責任を負うわけですから、過去に受講したからではなく、更にもう一回トレーニングしてBSLを熟知する必要があると思います。

田所委員

認可保育所を3園だけが申し出たということですが、これから先、更に認可するようにお願いしていくのでしょうか。

小澤課長

なるべくでしたら認可化していただくべきと考えております。ご利用になられる保護者の皆様にとっても、保育料等についても認可保育所と同様の額ということになりますし、もちろん市が認可をさせていただいて、市が支援をさせていただく施設ということになりますので、質の向上の面からも、移行についてできるだけお願いをして参りたいと考えております。しかし、施設の規模、設備、建物の状況等によってどうしても認可ができないという所が複数あることも現状でございます。今後ともそこをどう改善すべきかということも含めて支援をして参りたいと考えております。

伊藤委員

連携施設の役割というのはどのような形で、また、市内の巡回はしているのでしょうか。

小澤課長

連携施設の役割といたしましては、まず入所児童の交流に関する支援ということで、特に2歳児のお子さんですが、原則は3歳までの施設となりますので、3歳になると認可保育所の方に移動されます。この時に、集団保育に少しでも慣れるように、入所児童との関わりや行事等への参加など、保育の観点から関わりを持って参ります。

加えて、医療的な部分については、連携施設の看護師等がそれに応じた適切なアドバイスをしたり、感染症等の情報もなるべく同様に提供していく役割がございます。

伊藤委員

小規模だと、市からの調査、立ち入りみたいな部分がないとそこが一番怖いかなと思います。

小澤課長

なぜ、公立施設を連携施設にしたかと申し上げますと、公立施設の看護師、栄養士、施設長が関わって施設を見に行かせていただいたり、逆に来ていただいて情報を提供したり、状況を伺ったりということがございます。また、確認制度といって、これは制度化されておりますが、市が必ず小規模保

育事業所に行き、最低でも1年に1回は確認をさせていただきます。これに加えて認可をしますので、当然監査もさせていただきます。

伊藤委員

どうしても密室になってしまうと怖いなと思います。ぜひ行っていただきたいと思います。

高橋委員

7ページのひまわり保育園に限りましては、屋外遊戯場というのは自分の保育園の中の敷地にあるということで、あとの2つについては、近くの公園若しくは県営住宅の児童遊園ということですが、例えば、施設で代替地として使う場合は許可などが必要なのでしょうか。

小澤課長

例えば、自治会の特別な公園だと、それはやはり勝手に使うことはできないと思いますが、基本的に公共の公園ということですので、一応公園緑地課への届出は必要かと思いますが、特別に許可などといったものはございません。

海寶会長

小規模保育所は、今、国の制度としても奨励しておりますので、特にまた増えることを期待したいと思います。それに伴いまして、安心安全が一番ですから、行政としてもそれなりの監督をきちんとやっていただくことをお願いしたいと思います。

第4 その他

海寶会長

色々皆様方から御意見、御質問をいただきました。ありがとうございました。

その他として何かございますか。

特にないようでしたら、次回の予定について事務局から御説明をお願いします。

内海保健福祉調整課長

次回の第2回福祉問題審議会の日程についてお知らせいたします。

第2回福祉問題審議会は、平成27年9月28日月曜日、13時15分から予定しております。

本日の協議事項1番で御意見をいただきました、条例に係るパブリックコメントの結果を受け、作成した条例案について諮問をさせていただく予定でございます。

また、日程が近くなりましたら開催通知をお送りさせていただきますので、御出席の程よろしくをお願いいたします。

		○ 閉会 海寶会長 以上で、議事はすべて終了とさせていただきます。 これをもちまして、平成２７年度第１回習志野市福祉問題 審議会を閉会とさせていただきます 委員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして 誠にありがとうございました。
6	問い合わせ先	所 管 課 名：保健福祉調整課（仮庁舎３階（京成津田沼駅前ビル）） 電 話 番 号：０４７（４５３）９２４３ ＦＡＸ番号：０４７（４５３）９３０９